災害時ペット対策に係るアンケート（依頼）

（別紙３）

（実施期間：～令和７年７月31日）

横浜市動物愛護センター　行　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区

（FAX番号：045-471-2133）

　　　　　　　　　　　　　　　拠点名

Ⅰ　一時飼育場所について

　　一時飼育場所は、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、また、飼い主の人命を守るために重要であることから、全地域防災拠点への設定を進めています。

　①　一時飼育場所の設定状況

　　　１.　設定済　　　　　２.　未設定（ →Ⅰ④へ　Ⅰ②③は回答不要）

　②　設定場所（具体的に）

　③　飼育ルールを定めていますか。

　　　１.　定めている　　　　　２.　現在検討中　　　　　３.　定めていない

④　一時飼育場所の設定にあたり困っている（いた）ことはありますか。

また、「ある」場合は、困っている（いた）内容や、支援を希望することを教えてください。

　　　１.　ない　　　　　　２.　ある（下記ア～オ（複数選択可）から選択してください。）

　　　　　　　　　　　　　　　ア　場所の確保、人とペットの動線区分が困難

　　　　　　　　　　　　　　　イ　設定のための資機材が不足

　　　　　　　　　　　　　　　ウ　衛生面の確保が心配

　　　　　　　　　　　　　　　エ　住民の理解を得ることが困難

　　　　　　　　　　　　　　　オ　その他（支援を希望すること等を具体的に記入してください。）

Ⅱ　同室避難について

同室避難とは、避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、飼い主とペットが共に過ごすことをいいます。能登半島地震においても設置されました。

　①　飼い主とペットが一緒に過ごせる、同室避難場所は必要だと思いますか。

　　　また、その理由を教えてください。

　　　１.　必要　　　　　　２.　必要ない（ →「Ⅱ③」へ　Ⅱ②は回答不要）

（理由）

（次頁あり）

　②　必要である場合、設置場所はどこが適切だと考えますか。また、その理由を教えてください。

　　　１.　地域防災拠点　　２.　地域防災拠点以外の場所　　　３.　両方に必要

（理由）

　③　あなたの地域防災拠点に、同室避難場所を設置できるスペースはあると思いますか。

（現時点で、同室避難場所が必要と思うかどうかに関わらず、地域防災拠点の広さ・動線等の条件のみを考慮し、地域の方々のお考えでお答えください。回答時点で拠点管理者に確認する必要はありません。）

　　　なお、設定にあたっては、アレルギー対策が徹底されていること、他の避難者と隣り合わないスペースであるなど、人と動物の動線を区分することなどを前提とします。

　　　１.　ある　　　　　　２.　ない　　　　　３.　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

　ご協力、ありがとうございました。

　　回答期限：令和７年７月31日（木）

　　回答先（FAX）：045-471-2133（動物愛護センター）

　　（郵送の場合）※ 郵送料は各自負担でお願いします。

〒221-0864　神奈川区菅田町75-4　横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当　行

※青葉区生活衛生課でも受付可能です（窓口、郵送、FAX、メール）

〒225-0024　青葉区市ヶ尾町31-4

青葉区役所生活衛生課　環境衛生担当

TEL : 045-978-2465　FAX : 045-978-2423

email : ao-eisei@city.yokohama.lg.jp